

# 小売市場重点モニタリング、及び需給調整契約 調査結果について

# 第75回 制度設計専門会合 事務局提出資料

令和4年7月26日



# 【目次】

- (1) 小売市場重点モニタリングの調査結果について
  - ①小売市場重点モニタリングの概要
  - ②小売市場の競争状況
  - ③重点調査(ヒアリング)の結果
- (2) 需給調整契約の調査結果について

### 小売市場重点モニタリングの概要

- 「小売市場重点モニタリング」では、モニタリング対象事業者のモニタリング基準価格(過去12ヶ月のエリア プライス平均)を下回る価格の小売契約について、ヒアリング等による重点的な調査を実施し、半期に1回 程度の頻度で公表している。
- 今回(第5回)は、2021年7月~12月分(供給開始月ベース)の契約についてのモニタリング結果を報告する。

#### <小売市場重点モニタリング概要>

#### 取組概要

小売市場における公正な競争を確保するため、競争者からの情報提供等を踏まえ、モニタリング対象事業者の小売契約のうち一定の価格水準を下回る小売契約につきヒアリングを実施し、小売契約内容の確認を通じて、小売市場の競争状況を把握する。

#### 対象事業者 の基準

- 旧一般電気事業者及びその関係会社(出資比率20%以上)
- ・特別高圧/高圧/低圧のいずれかの電圧区分において、各供給区域内のシェア(契約口数ベース又は販売電力量ベース)が5%以上に該当する小売電気事業者

# 対象となる価格水準等

- ・モニタリングの対象は、①モニタリング対象事業者が実際に落札を行った公共入札案件、②モニタリング対象事業者 の競争者から情報提供が行われた案件とする。
- このうち、モニタリング対象事業者の締結する小売契約で小売価格が卸市場価格※を下回るもの。
- ※:卸市場価格は、当該小売契約開始月の前月から直近12か月間のスポット市場プライス平均値(なお沖縄エリアでは常時BU価格(供給実績ベース)でも確認)。 なお、情報提供された案件が卸市場価格を下回らない場合であっても、例えば、不当に高額な違約金を伴う長期契約など、競争政策上の懸念となり得る行為が存在する可能 性は考えられるため、こうした行為が疑われる場合(又は本モニタリングスキーム以外の経路であっても情報提供された場合)には、重点モニタリングの要件に該当しないものであっても、必要に応じて、事業者等に対して調査等を実施する。

#### ヒアリング

・ヒアリングでは対象事業者に対して卸市場価格以下に小売価格を設定することの経済合理性等を中心に確認する。

#### 結果の 分析・公表

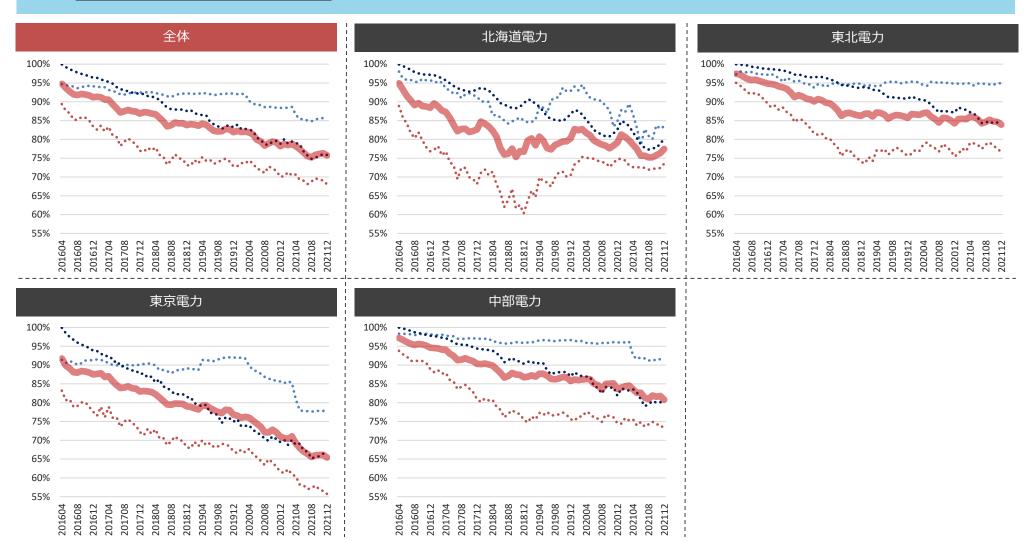
- •モニタリングにより得られた情報に基づき、小売市場の競争状況等を整理。
- ・加えて、<u>半期に1回程度の頻度</u>で、エリアごとの申告件数・ヒアリング結果等の情報を<u>公表</u>。

# 【目次】

- (1) 小売市場重点モニタリングの調査結果について
  - ①小売市場重点モニタリングの概要
  - ②小売市場の競争状況
  - ③重点調査(ヒアリング)の結果
- (2) 需給調整契約の調査結果について

# 旧一般電気事業者の域内シェアの推移(1/2)

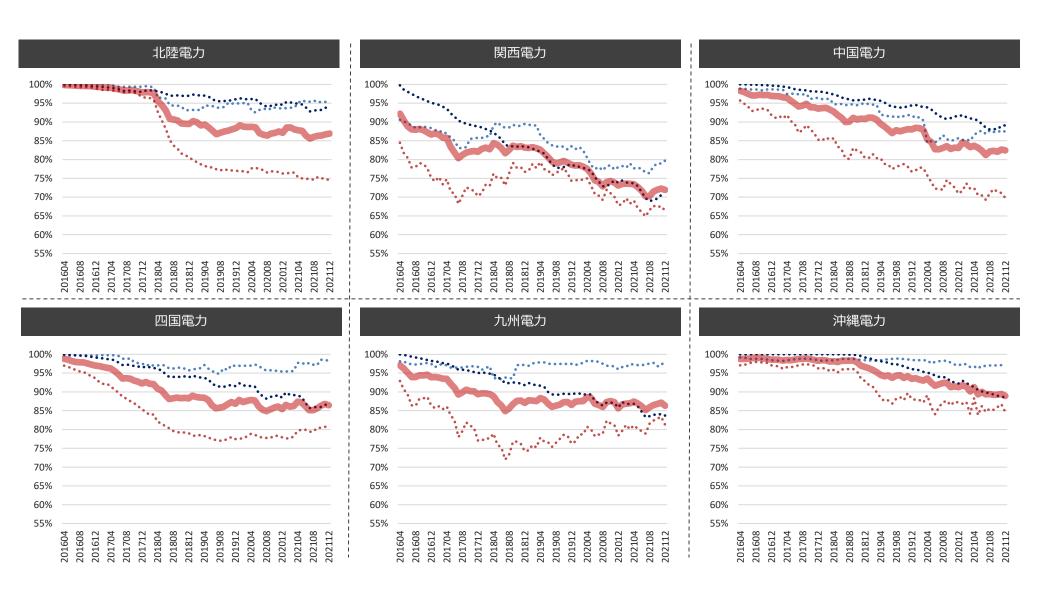
● 旧一般電気事業者の域内シェア(販売電力量ベース)は、全体として減少しており、エリアごとのシェアも総じて減少傾向にある。



は所:電力取引報 ※1 期間:2016年4月~2021年12月 ※2 旧一電の子会社・関連会社等のシェアは含んでいない

# 旧一般電気事業者の域内シェアの推移(2/2)



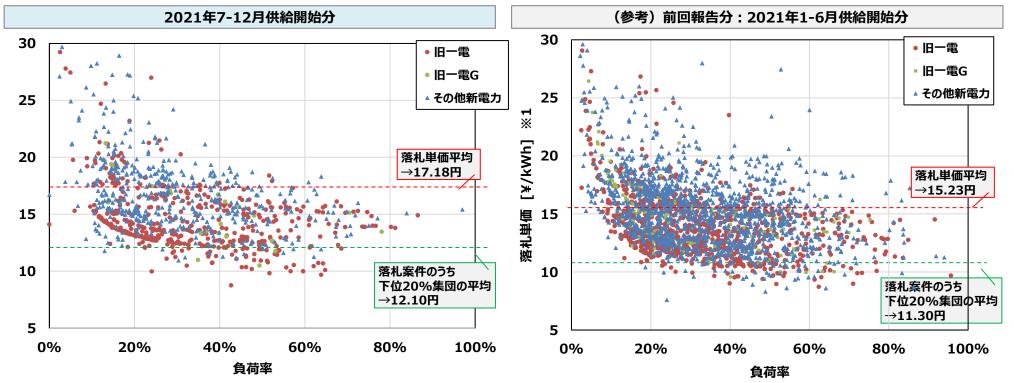


### 全国の公共入札における落札価格の概況

- モニタリング期間の平均落札単価※1は前回に比べ値上がり(15.23円→17.18円)した。
- 落札単価下位20%の平均単価は、値上がり(11.30円→12.10円)した。

#### ■落札平均価格の概況

項目	単位	2018 <sup>*2</sup>	2019 <sup>*2</sup>	2020 <sup>*2</sup>	(前回)2021 (1~6月) <sup>※2</sup>	(今回)2021 (7~12月) <sup>※2</sup>	前回との差分
平均落札単価	¥/kWh	15.81	16.61	15.44	15.23	17.18	+1.95
下位20%集団の 平均落札単価	¥/kWh	11.51	12.59	11.91	11.30	12.10	+0.80



### 全国の公共入札におけるシェアの概況

- 旧一般電気事業者の落札比率(件数ベース)は、前回に比して増加(39%→49%)。
- 落札単価下位20%案件に占める旧一電の比率は前回に比して増加 (51%→76%)。

#### ■落札シェアの概況

落札比率(件数	喜札比率(件数ベース、%)		2019 <sup>* 2</sup>	2020*2	(前回)2021 (1~6月) <sup>※2</sup>	(今回)2021 (7~12月) <sup>※2</sup>	前回との差分
	旧一電	49%	54%	44%	39%	49%	+10%
全公共入札に 占める比率	旧一電G※1	3%	9%	6%	9%	3%	<b>▲</b> 6%
	その他新電力	48%	37%	49%	52%	48%	<b>▲4%</b>
<b>茨</b> 扎 肖儒下点	旧一電	78%	67%	53%	51%	76%	+25%
落札単価下位 20%集団に	旧一電G	5%	15%	8%	7%	3%	<b>▲</b> 4%
占める比率	その他新電力	16%	18%	38%	43%	22%	<b>▲21%</b>

<sup>※1</sup> ここでは、旧一般電気事業者による出資比率が20%以上の旧一電関係会社を指す

<sup>※ 2</sup> 各案件の供給開始月に応じて分類。それぞれ暦年。

## (参考) エリアプライス・システムプライスの推移

- 2021年のエリアプライス/システムプライスは**昨冬のスポット価格高騰により上昇**。
- 小売モニタリングでは、**重点調査(ヒアリング)を実施する閾値として、対象案件の契約 開始月前月から直近12か月間のスポット市場プライス平均値を使用**しており、昨冬のスポット価格高騰を受け、重点調査(ヒアリング)対象が増加。

#### ■エリアプライス平均値(¥/kWh)の推移

歴年	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	システム プライス
2018	14.63	11.06	11.09	10.15	10.19	10.19	10.19	10.18	9.61	10.52
2019	12.29	9.74	9.78	7.41	7.39	7.39	7.39	7.36	7.17	8.43
2020	7.85	6.96	7.07	6.40	6.44	6.45	6.44	6.44	6.06	6.43
2021	14.60	14.50	14.68	14.49	14.47	14.40	14.38	14.39	13.10	14.25
20→21 変動	+6.75	+7.54	+7.61	+8.09	+8.03	+7.95	+7.94	+7.95	+7.04	+7.82

# 【目次】

- (1) 小売市場重点モニタリングの調査結果について
  - ①小売市場重点モニタリングの概要
  - ②小売市場の競争状況
  - ③重点調査(ヒアリング)の結果
- (2) 需給調整契約の調査結果について

### 調査概要

- 期間中の案件(公共入札1,471件、競争者からの申告26件)のうち、**エリアプライス以下であることが確 認されたのは501件であった。**これらについて調査(ヒアリング)を行った。
- エリアプライス以下での受注が確認された事業者に確認を求めたところ、可変費に販管費を加えて下限値を設定する等しており、主にモニタリング価格基準がスポット市場価格の高騰により上昇した影響が大きいとみられる。
- ヒアリングの結果、**電源可変費を下回る案件は確認されなかった。**

#### ①公共入札の落札案件(詳細は次頁)

- 2021年7月~12月に小売供給開始となる公共入札案件<sup>※1</sup>は1,471件(前回は2,457件)
- 上記のうちモニタリング対象事業者の落札案件であって、小売単価(託送料金除き)※2が供給開始月の直前12か月のエリアプ
   ライス平均以下であることが確認されたものは478件。(前回は1,055件)
- このうち、小売価格(託送除き)が電源可変費を下回る案件は確認されなかった。 (前回は1件確認)

#### ②競争者からの申告案件

- 2021年7月~12月に供給開始となる案件のうち、当局に寄せられた申告件数は**26件**。(前回は1件)
- 小売単価(託送除き) ※3が供給開始月の直前12か月のエリアプライス平均以下であることが確認されたものは23件(前回は対象なし)
- このうち、**小売価格(託送除き)が電源可変費を下回る案件は確認されなかった。**(前回は対象なし)
- ※なお、沖縄エリアでは、システムプライスに加えて同エリアでの常時BU価格(供給実績ベース)を基準価格として公共入札案件等をスクリーニングしているが、 ヒアリング対象となる案件はなかった。

<sup>※1</sup> 電気新聞による公共入札データに基づき、2021年7月~12月の間に小売供給契約が開始された/される公共入札の落札案件(2022年2月末時点で確認)について、事務局にて抽出。

<sup>※2 ※1</sup>の案件について、以下のとおり、当局により簡易的に落札単価を試算後(高圧以上。複数の電圧を跨ぐ案件は抽出対象から除く)、事業者が供給実態に基づき落札単価を算出。

<sup>·</sup>当局による試算 : 小売単価\*1 = (落札額[円]-託送料金総額[円]\*2)/使用端電力量[kWh]

<sup>・</sup>事業者による算出:小売単価\*1 = (落札額[円]-託送料金総額[円] \*2') /送電端電力量[kWh]) ± (あれば) 燃料費調整費(送電端換算) [円/kWh]

<sup>\*1:</sup>消費税除く、\*2:、託送約款上の標準メニューでの託送料金、\*2':供給実態に応じて託送約款を適用した託送料金(力率割引・割増等を考慮。※3も同様)

<sup>※3</sup> 小売単価(託送除き)\*1=(契約金額総額[円]-託送料金総額[円]\*2)/送電端電力量[kWh]\*3±(あれば)燃料費調整費(送電端換算)[円/kWh]

<sup>\*1:</sup>消費税除く、\*2:供給実態に応じて託送約款を適用した託送料金\*3:過去実績又は予定量

### 公共入札の落札案件の状況(2021年7-12月供給開始)

- 重点調査(ヒアリング)の対象となった**501件**は、北海道、沖縄エリアを除く**全エリア。**
- 対象事業者は、旧一般電気事業者及びその関係会社の13社と、各供給区域内のシェアが5%以上に該当する小売電気 事業者 1 社の計14社。
- 基準に該当した小売契約については、**小売価格(託送除き)が電源可変費を下回る案件は確認されなかった。**

		エリアブ	ライス平均以下(供給開始月の直近)	L年間)
供給区域	区域内公共入札案件の落札件数	モニタリング対象事業者	エリアプライス平均以下の件数	うち電源可変費を下回った案件
北海道	105			
東北	115	A社	41	0
		B社	86	0
		I社	10	0
東京	321	J社	2	0
		E社	2	0
		D社	2	0
		C社	3	0
中部	113	D社	3	0
		B社	1	0
		L社	1	0
北陸	16	E社	2	0
		D社	106	0
		C社	12	0
関西	228	I社	11	0
		K社	8	0
		M社	2	0
   中国	99	F社	15	0
TE	99	D社	1	0
四国	125	G社	5	0
	123	N社	2	0
九州	347	H社	186	0
沖縄	2			
合計	1,471		501	0

### 小売市場重点モニタリング調査結果 まとめ

#### <小売市場の動向について>

● 小売市場における旧一電の域内シェアは減少傾向にあり、<u>競争が一定程度進展。</u>

#### <ヒアリング結果について>

- 小売モニタリング対象要件に該当した小売契約は501件、対象事業者は14社であった。
- 対象となった小売契約では、電源可変費を下回るような事例は認められなかった。

#### <今後の予定>

- 次回の小売市場重点モニタリング調査は、2022年1月~6月に小売供給開始となる案件を対象に実施予定。なお、これまでの調査を踏まえると、事業者が小売価格を設定するにあたり、下限値として小売部門で一律の電源可変費を使用している場合が多いことが分かってきたところ。今後は、申告案件等による競争政策上の懸念となり得る行為が疑われる場合は、従来通り重点的に確認を行いつつ、公共入札案件のうち重点調査対象に含まれた案件については任意抽出による確認を行うことで、重点的・効率的な監視業務を行うこととしたい。
- 引き続き、小売市場の競争状況等について監視していくほか、卸市場における支配力行使による 価格形成が行われていないか監視していく。

### 【目次】

- (1) 小売市場重点モニタリングの調査結果について
  - ①小売市場重点モニタリングの概要
  - ②小売市場の競争状況
  - ③重点調査 (ヒアリング) の結果
- (2) 需給調整契約の調査結果について

### 需給調整契約の概要

- 需給調整契約とは、電力需要が増加する中、供給力確保の一環として設けられた料金メニュー。 選択約款(認可制)に基づき運用されてきたが、部分自由化に伴い、自由な料金設定に移行。
- **需給調整契約には、**①需給逼迫が予想される時間帯での電気の使用を計画的に削減する**計画** 調整契約(※)と、②電源脱落や系統事故等発生に伴う需給逼迫時に旧一般電気事業者から の指示等に基づき電力の使用を一部又は全部抑制する随時調整契約の2種類に大別される。
- このうち、需給逼迫時に需要抑制を要請する随時調整契約は、全面自由化に伴う発電・送配 電・小売の事業別ライセンス制の導入や調整力公募(電源 I ′)の開始により契約数が減少して おり、2024年度からは市場取引(容量市場)へ移行していく予定。

※計画調整契約は、契約者と予め合意した供給パターンにより計画的に受渡を行うもので、旧一電が契約者に対し要請し負荷調整を行う性質の取引ではない。 (ex.例えば、予め契約者と契約者工場の夏季休暇期間を移動することを合意することにより、計画的にピーク需要を平準化させるような契約。)

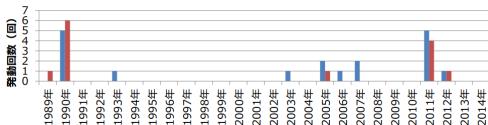
#### 需給調整契約の分類と全面自由化までの発動実績 第6回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会 電力基本政策小委員会2016年5月25日資料4より一部抜粋 需給調整契約の分類 今後の引継ぎ先 ○平成(1989年)以降の発動実績(随時調整契約) 瞬時調整契約 ■瞬時調整契約 ■緊急時調整契約 直接・瞬時の負荷遮断により削減 随時調整契約(486万kW) 電力会社からの指示等により削減

旧一般電気事業者が保有する 需要抑制(ネガワット)能力

計画調整契約(420万kW) 計画的に削減

緊急時調整契約 前日~直前までに電力会社からの 指示等により削減

\*各社によって、それぞれの契約の名称が異なる。10



数年に1度の需給ひっ迫時に発動。瞬時調整契約は計4社、緊急時調整契約は計3社で実績あり。

2015年

### 調査の背景

- 第19回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースにて、需要抑制 の実効性があるにも関わらず、発動されずに需要家向け電力料金割引として常態化し た旧一電小売による囲い込み(意図的に発動しない需給調整契約)が散見される、 との懸念を頂戴した。
- これを受けて、事務局では直近の需給調整契約に関する実態調査を行った。

第19回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース 資料7-2ご要望について(経済産業省 御提出資料)より電取委にて一部抜粋・加工・

#### 

(参考) 第19回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォースで頂いた御意見

• 現行法上問題ないという話ではなくて、そもそも支配的事業者が伝統的にこういう手段を使うことによって、事実上の値下げになっていて、こういう新しい支援していかない といけない新規事業者のフェアな行動が阻害されているということですから、既存の法律上問題ないと済ませるのではなくて、むしろ公正な競争環境を整備していくという観点から、より積極的な姿勢が求められると思っています。

# (参考)規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)抜粋

- Ⅱ 実施事項
- 5. 個別分野の取組み
- くグリーン分野>

保済産業省は、電源トラブルや系統事故等により、電力不足が懸念される場合などに電力の使用を抑制する目的で旧一般電気事業者と需要家間で結ばれた需給調整契約について、送配電部門の分離に伴い、小売部門に引き継がれたケースがあるが、発動を前提とされた運用がなされているかなど必ずしも明確ではない。ことから、a 旧一般電気事業者各社の需給調整契約の契約実態(発動を前提とした運用がなされているか、発動実績、料金割引の水準等)を調査し、その結果を公表する。b 新たな需要抑制契約の提案・締結の環境を整えるために、上述の調	(7)ディマ	アンドレスポンス等の普及	及拡大に向けた制度見直し		
査の結果、発動を前提とした運用がなされていない場合には、そのような契約は需要抑制とは無関係な「付帯契約」であることを「適正な電力取引ガイドライン」等に明確にすることも選択肢の1つとして検討を行い、必要な措置を講ずる。	43		れる場合などに電力の使用を抑制する目的で旧一般電気事業者と需要家間で結ばれた需給調整契約について、送配電部門の分離に伴い、小売部門に引き継がれたケースがあるが、発動を前提とされた運用がなされているかなど必ずしも明確ではないことから、a 旧一般電気事業者各社の需給調整契約の契約実態(発動を前提とした運用がなされているか、発動実績、料金割引の水準等)を調査し、その結果を公表する。b 新たな需要抑制契約の提案・締結の環境を整えるために、上述の調査の結果、発動を前提とした運用がなされていない場合には、そのような契約は需要抑制とは無関係な「付帯契約」であることを「適正な電力取引ガイドライン」等に明確にすることも選択肢の1つとして検討を行	置 b:aの調査結果を踏 まえて令和4年度検 討・結論、結論を得次	経済産業省

## 調査概要

- 調査対象事業者は、網羅的な実態把握の観点から旧一電の小売部門に加え、旧一 電発電部門、JERA及び電源開発の計15社23部門(※)に対して実態調査を実施。
- 調査対象契約は、需給調整契約のうち随時調整契約を対象として調査を依頼。 (次ページ以降における需給調整契約とは、随時調整契約を指す。) 計画調整契約は、契約者と予め合意した供給パターンにより計画的に受渡を行う契約であり、意図的に発動しないということが起こり得ない取引形態のため、調査対象契約としては除外。
- 調査期間は、直近3年間(2020年度~2022年度)における契約状況に加えて、直近2年間の発動実績の有無を確認。
- 調査は、需給調整契約が残存する事業者に対して、詳細な契約内容、契約者一覧、 発動条件、発動実績がない場合にはその理由を確認。 併せて、契約者毎の割引単価と割引適用後の小売価格の水準を確認。

北海道電力、東北電力、東電EP、東電HD、東電RP、北陸電力、中部MZ、中部HD、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力、JERA、電源開発

<sup>※</sup>具体的には下記15社を対象として調査を実施。

### 需給調整契約 実態調査結果とりまとめ

- 2022年度時点で残存する需給調整契約を集計したところ、**全エリアで計43.8万kW。**
- 2016年度夏時点(計456万kW)から2022年度時点までに9割を超える需給調整契約は解消済み。減少した理由としては、調整力公募の開始に伴って需給調整契約から電源 I ^へ移行した影響によるもの。
- 需給調整契約が残存している事業者に対して、電源 I 'へ移行が進んでいない理由を確認したところ、①交渉が難航している、②経済DRとして活用との回答が目立った。
- また、直近2年間の発動実績の有無を確認したところ、需給調整契約で定めている需給ひつ迫状況にならなかったため発動していない、と回答した事業者が複数存在した。

発電部門では当該契約に該当するような内容は確認されなかったため記載を省略し、匿名形式で小売部門の調査結果を記載させていただく。 なお、昨今、特に需給がタイトな東北・東京エリアに関しては、既に需給調整契約は解消済みであることを確認した。

#### 需給調整契約 実態調査とりまとめ

契約数		a社		b <sup>z</sup>	社		c社		d社			e社		f社		g社			h社		i社		j社		計		
推移	件数	契約	JkW 1	件数	契約kW	件数	契	約kW	件数	契約k	cW {	件数	契	約kW	件数	契約kW	件数	契約kV	/ 件数	契約	JkW	件数 契	!約kW	件数	Z約kW	件数	契約kW
FY2020	2	0 3	5.9万	8	19.1万	ī	11	4.7万	1	5 6	.7万		2	1.0万	26	17.9万	ī 12	2 18.0	万	0	0	0	0	0	0	94	103.5万
FY2021	1	.7 3	1.8万	6	14.0万	ī	9	5.0万	1	4 4	.6万		2	1.0万	4	0.9万	<u> </u>	)	0	0	0	0	0	0	0	52	57.6万
FY2022	1	4 2	4.0万	<u>5</u>	<u>12.1万</u>	ī	9	5.1万		<u> 1</u>	.1万		2	1.0万	<u>3</u>	0.47	<u> </u>	)	0	0	0	0	0	0	<u>0</u>	34	<u>43.8万</u>
減少要因	調整力			その					調整力公募開始		開始			調整力公募開始		調整力	公募開始	台	-		-			_			
契約が残っ ている理由	経済DI	Rとして	活用	交渉が 経済DRと	が難航 こして活用	l	その他	ļ	交涉	が難船	រៃ	その他		交渉が難航		-		_		_			_				
発動実績の	)有無 (	括弧(	は発動	回数)																							
FY2020		あり .1回)		あ (5l			なし			あり (2回)		なし		なし		U	1,	jU		_		_			-		
FY2021		あり 4回)		な	:U		なし			あり L回)		なし		なし					-		_						
発動しない 理由		_		自社需要の 給ひっ迫が		自社需給ひつ				<u> </u>		自社需要について需 給ひっ迫がなかった。		自社需要について需 給ひっ迫がなかった。					-		-			_			

# 契約件数の推移及び需給調整契約の発動実績がない事業者の回答

契約件数の推移について	旧一電小売事業者からの回答の一部を抜粋
契約件数が減少した理由	<ul> <li>電源 I ´で調整力公募が始まったことや、送配電分離など社内体制の変更。</li> <li>経済DRとして活用しており、契約者の設備や生産状況、抑制実績などを踏まえ毎年交渉した結果減少。</li> <li>他社切り替えや工場縮小に伴う解除により減少。</li> </ul>
契約が残っている理由	<ul> <li>交渉途上にあるため(新たな契約への移行を目指しているが、エリア外のひつ迫時にも発動されるという点で頻度が高まる可能性があるため、相手方の理解が得られない / 割引がなくなることへの不満があり需要家への説得が難しかった / お客様検討時間の十分な確保)。</li> <li>契約者に対しては3時間前に通告しており、DR契約として実際に活用している。</li> </ul>

発動しなかった理由	旧一電小売事業者からの回答の一部を抜粋
① 発動条件を満たさなかった	<ul> <li>2021年1月の需給ひつ迫時は、一定期間の継続的な供給力(kWh)確保が必要であった。需給調整契約は ピーク時点のkWの移動で、アワー自体を抑制するわけではないため、経済DRとしての自家発焚き増しや需要 自体の抑制要請を実施。</li> <li>需給調整契約は自社需要に対する供給力が足りない場合に発動するため、自エリアで発動条件を満たすような 需給逼迫は発生しなかった。</li> <li>自社予備率のパーセント未満時に発動としているが、対象調査年度でこれを満たした事例無し。なお、当該残存 する随意調整契約は2022年度末を以てすべて解約することで合意済み。</li> <li>2021年1月の状況はkW不足というよりもkWhが不足していた。このため、瞬時の需要抑制を求めても、kWh 不足の解決にならない。</li> </ul>
② 発動条件は満たしたが、 需要抑制を依頼しなかった	<ul> <li>発動にあたって、都度、需要抑制の可否・需要抑制見込み量を事前に確認することとしており、需要家の操業上の問題等から需要抑制が困難な場合や、需要家によっては対応が可能な季節・時間帯が限られるものもあり、事前確認の結果、実効力が見込めないことから要請を見送ることもある。</li> <li>調整設備日の定検や休業日等により、調整力設備の稼働がないことを事前に把握している場合等については、需要抑制の発動条件を満たしても依頼していない。</li> <li>事前の確認で発動時間帯が非操業であり、実効果が期待できなかった。</li> </ul>
③ 発動条件を満たし需要抑制を依頼したが、契約者が対応できなかった	<ul> <li>契約相当の応動は困難との回答があった。(次年度契約を解消した。)</li> <li>前日の抑制に応じたことによる生産振替で応動が困難との返答があった。</li> </ul>

### 不当廉売に当たる水準まで小売価格を引き下げるような行為の確認

- 需給調整契約が残存する事業者に対して、直近2年間(2020年度~2021年度)における契約 者毎の割引単価と割引適用後の小売価格の水準について調査を実施。
- 代表的な需給調整契約では、需給抑制の発動の有無によらず適用される割引(予約割引)と、 需要抑制に対応した都度実施される割引(実施割引)から構成されており、それぞれの契約者に 対する割引適用後の小売価格の水準(※)と電源可変費を比較したところ、電源可変費を下回 るような水準での割引は確認されなかった。
  - ※割引適用後の小売価格は、小売価格に含まれる託送料金相当分を除き、電源可変費(計画値)との比較を実施。 需要抑制に応動できない場合、契約者に対してペナルティを課すケースが多いため、割引適用単価は予約割引適用のみを加味して小売価格 (託送除き)を試算。なお、具体的な割引単価や電源可変費は経営情報にあたるため、詳細な数値の公表は差し控える。

### 需給調整契約調査結果 まとめ

- 需給調整契約に関する実態調査を行った結果、意図的に発動していないと考えられる 事案、及び電源可変費を下回るような水準の割引を行っている事案は確認されなかった。
- ▶ 2022年度時点で残存する需給調整契約を集計したところ、全エリアで計43.8万kW。
- ▶ 2016年度夏時点(計456万kW)から2022年度時点までに9割を超える需給調整契約は解消済み。
- ▶ 意図的に需給調整契約を発動していないと考えられる事案は識別されなかった。
- ▶ それぞれの契約者に対する割引適用後の小売価格の水準と電源可変費を比較したところ、電源可変費を下回るような水準での割引は確認されなかった。
- 令和4年6月7日に閣議決定された規制改革実施計画において、調査の結果、発動を前提とした運用がなされていない場合には、「適正な電力取引ガイドライン」等の改定を含めた必要な措置を講ずると整理されたところ、懸念されたような運用は識別されず、今後も需給調整契約は縮小見込みであることから、「適正な電力取引ガイドライン」の改定等、追加の対応は不要と考えられる。

# (参考) 『適正な電力取引についての指針』関連部分抜粋

#### <適正な電力取引についての指針における公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為の関連部分を抜粋>

LI 小売分野における適正な電力取引の在り方

2公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為

イ公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為

#### :vi **需給調整契約の解除・不当な変更**

(略

既存の需給調整契約を、正当な理由なく、打ち切る又は打切りを示唆することは、当該需要家が他の小売電気事業者への卸供給や自らの小売供給を 断念せざるを得なくさせるおそれがあることから、例えば、以下の場合には、独占禁止法上違法となるおそれがある

(私的独占、差別取扱い、取引妨害等)。

- ○需要家が他の小売電気事業者から部分供給を受ける場合に、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷 ・ の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、既存の需給調整契約を打ち切る又は打切りを示唆すること。
- ○余剰電力の卸供給先を区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から他の小売電気事業者に変更する自家発電設備を有する需要家 に対して、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者から小売供給を受ける負荷の形態が従来より悪化しないにもかかわらず、 - 既存の需給調整契約を打ち切る又は打切りを示唆すること。

#### <適正な電力取引についての指針における公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為の関連部分を抜粋>

Ⅲネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方

2公正かつ有効な取引の観点から望ましい行為及び問題となる行為

#### ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

4 需給調整契約

(略)

しかし、平成26年改正法の施行による事業類型の見直しにより、一般電気事業者という事業類型がなくなったことや、平成27年改正法第2条による 改正後の電気事業法の施行によるネガワット取引の開始に伴い、需要家と需給調整契約を締結している小売電気事業者は、例えば平常時の同時同量 の達成や一般送配電事業者への調整力の確保のために、当該需要家に需要抑制を依頼し、当該需要家が持つ需要抑制のポテンシャルを活用する等、 需給ひっ迫時の需給調整の最終手段という従前の運用にとどまらない積極的な運用を行うことが期待される。